

令和4年8月豪雨に伴う川西町被災住宅修繕支援事業の概要

1. 目的

令和4年8月3日から4日にかけての集中豪雨（以下「豪雨」という。）による被災者の居住の安定と住宅の安全確保を図るため、住宅の復旧に伴う修繕工事を行う方に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

2. 交付対象者

自ら所有し居住する住宅で、豪雨により被災し、罹災証明書の交付を受けた住宅の復旧に伴う修繕工事を行う方（店舗併用住宅の場合は、店舗部分を除く住宅部分を修繕する工事を行う方）

3. 補助金の額・・・交付する補助金の額は、罹災証明書の浸水区分に基づき、次に定める額のいずれかとなります。

※次の補助金の額に、山形県の補助金が上乗せになる場合があります。

- (1) 床上浸水の場合・・・補助対象工事に要する費用の2分の1の額又は30万円のいずれか低い額
- (2) 床下浸水の場合・・・補助対象工事に要する費用の2分の1の額又は20万円のいずれか低い額

4. 申込時の提出書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 工事計画概要書（様式第2号）
- (3) 補助対象工事に要する費用の内訳明細が記載された見積書の写し
※既に修繕工事が完成している場合は、内訳明細が記載された請求書の写し又は見積書の写し
- (4) 被災状況が確認できる工事着工前の写真
- (5) 罹災証明書の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

5. 補助金の活用例

- (1) 床上浸水の被害を受けた住宅の1階部分の床を修繕する工事（畳の交換、フローア一張替え等）の場合
補助対象工事費100万円 × 1/2 = 50万円 ⇒ 補助金の額30万円（上限額）
- (2) 床下浸水の被害を受けた住宅の1階部分の床を修繕する工事（床の断熱材交換等）の場合
補助対象工事費30万円 × 1/2 = 15万円 ⇒ 補助金の額15万円（上限額の20万円より低い額）

6. 担当課

川西町役場 地域整備課 建設管理グループ
電話番号 0238-42-6647（直通）

